

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	①別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	①別記 2 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市佐伊津町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	②別記 3 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市大矢野町中に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 9 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年（2028 年）11 月 30 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

- 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- 2 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

- 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- 2 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。
- 3 操業時間は、午後 4 時から翌日午前 6 時まででなければならない。

別記 1

操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、丁を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ 130 メートル）

乙 芦北町木島南端

丙 津奈木町沖の島西端

丁 津奈木町犬瀬崎北西端

戊 水俣市西湯の児岬突端

イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点

ロ 甲から真方位 351 度 20 分 354 メートルのところ

ハ 甲から真方位 351 度 20 分 1590 メートルのところ

ニ 乙から真方位 180 度 181 メートルのところ

ホ 丙から真方位 0 度 181 メートルのところ

ヘ 丙から真方位 330 度 200 メートルのところ

ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ 235 度 6 分 545 メートルのところ

チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ 72 度 47 分 2090 メートルのところ

リ 丁から戊を見通した線上、丁から 800 メートルのところ

別記 2

操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内の佐伊津地先）

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という）と天草市五和町（以下、「五和町」という）との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,000 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 3

操業区域（大矢野町中地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

サ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ